



県民第06180007号
令和3年9月27日

特定非営利活動法人脳脊髄液減少症患者・家族支援協会
代表理事 中井 宏 様

和歌山県環境生活部長



認定特定非営利活動法人としての認定の有効期間の更新について

令和3年6月18日に受理した貴法人の認定特定非営利活動法人としての認定の有効期間の更新の申請については、別添指令書のとおり認定しましたので通知します。

なお、認定特定非営利活動法人の運営にあたっては、下記事項を参照のうえ、特定非営利活動促進法はもとより関係法令を遵守し、適正な事業活動及び組織運営を行ってください。

記

1. 認定の有効期間について

認定の有効期間は当該認定の日から起算して5年とされており、認定の有効期間が経過すれば認定の効力は失われます。

2. 認定の取消しについて

①認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、所轄庁は認定を取り消します（特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第67条第1項）。

イ 法第47条の欠格事由（認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。）のいずれかに該当するとき

ロ 偽りその他不正の手段により認定又は合併による地位の承継の認定を受けたとき
ハ 正当な理由がなく、法第65条第4項の命令又は法第66条第1項のその他の事業の停止命令に従わないとき

ニ 認定特定非営利活動法人から認定の取消しの申請があったとき

②認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、所轄庁は認定を取り消すことができます（法第67条第2項）。

イ 法第45条第1項第3号、第4号イ若しくはロ又は第7号に掲げる基準に適合しなくなったとき

- ・「運営組織及び経理に関する基準」
- ・「事業活動に関する基準」
- ・「不正行為等に関する基準」

ロ 法第29条の規定を遵守せず事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、法第52条第4項又は第54条第5項の規定を遵守せず正当な理由がなく書類を閲覧させないとき

ハ 上記イ及びロに掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

3. 各事業年度終了後に提出する書類について

認定特定非営利活動法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、（貴法人の場合には毎年1月末日までに）役員報酬規程等提出書及び事業報告書等（下記の「各事業年度終了後に提出する書類の一覧表」を参照してください。）を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出する必要があります（法第29条、法第55条第1項、和歌山県特定非営利活動促進法施行条例第4条、第17条）。

各事業年度終了後に提出する書類の一覧表

役員報酬規程等提出書 (法第55条第1項及び法第62条の規定により提出する書類)		部数
①	認定（特例認定）特定非営利活動法人等の役員報酬規程等提出書	1部
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	2部
③	収益の源泉別の明細、借入金などの資金に関する事項を記載した書類	前年度の収益の明細など
④	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等 ^(注1) との取引	
⑥	寄附者（当該特例認定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 ^(注2) で、前事業年度における当該特例認定NPO法人に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	
⑦	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
⑧	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
⑨	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	
⑩	法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除きます。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類 ※認定基準等チェック表（第3表、第4表（初葉）、第5表、第7表）、欠格事由チェック表	2部

（注1）⑤欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と次のイ～ハに掲げる特殊の関係にある者をいいます。

イ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

ロ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によって生計を維持している関係

ハ 上記イ及びロに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（注2）⑥欄の「特殊の関係」は、（注1）イ～ハに掲げる関係をいいます。

事業報告書等 (法第29条の規定により提出する書類)		部 数
①	事業報告書等提出書	1部
②	事業報告書	2部
③	計算書類 (活動計算書・貸借対照表・計算書類の注記)	2部
④	財産目録	2部
⑤	年間役員名簿	2部
⑥	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	2部

4. その他の関係書類の提出について

その他、『認定特定非営利活動法人制度の手引き』第2章「認定NPO法人等の管理・運営について」を参照し、必要に応じて書類の提出等を行うようにしてください。



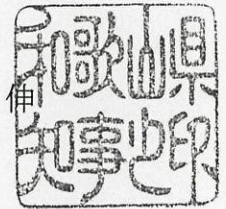
和歌山県指令県民第06180007号

和歌山県和歌山市弘西104番地
特定非営利活動法人脳脊髄液減少症患者・家族支援協会

令和3年6月18日に申請のあった特定非営利活動法人脳脊髄液減少症患者・家族支援協会の認定特定非営利活動法人としての認定の有効期間の更新については、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第51条第5項により準用する同法45条第1項の規定により、下記の期間を有効期間として認定します。

令和3年9月27日

和歌山県知事 仁坂 吉



記

認定の有効期間

令和3年3月29日 から 令和8年3月28日 まで